

## 徳島県動物愛護管理センター施設利用規約

本規約は、徳島県動物愛護管理センター（以下、「管理者」とする。）が管理・運営する愛護管理棟、譲渡交流拠点施設「きずなの里」及び付随する施設（以下、「本施設」とする。）の利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

管理者は、本規約の他にも必要に応じて規則を定めることがあり、これについても遵守をお願いします。

管理者は、本規約及び規則を遵守しない者に対して、一定期間若しくは一切の施設利用禁止措置を執ることがあります。

また、管理者は、本規約及び規則を予告なく適宜変更することができるものとします。

なお、管理者が実施する飼い主をさがす会・見学会・イベント等に参加する場合は本規約及び規則の適用対象外とします。

---

### 1 利用の対象となる施設及びその人数制限

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 多目的ホール（愛護管理棟 1F)    | 50 名程度    |
| (2) ボランティア活動室（きずなの里 2F) | 10 名程度    |
| (3) トリミング室（きずなの里 1F)    | 1 組 4 名程度 |

※上記以外の施設及び承諾を受けていない施設の立入りは不可とします。

### 2 利用の目的

各施設の利用目的は各項目に記載された内容に限ります。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 多目的ホール及びボランティア活動室 | ボランティア間の会議         |
| (2) トリミング室            | ボランティア活動による収容動物の飼養 |

### 3 利用申込者の要件

利用を申込む者は、申請時、徳島県内在住の満 18 歳以上の者に限ります。

### 4 申込み

- (1) 本施設の利用希望者は、本施設の利用日時、利用人数、利用設備及び利

用目的等の必要事項を所定の「徳島県動物愛護管理センター施設利用申込書」（以下、「申込書」という。）に記入の上、身分証明証（運転免許証、保険証等）の写しと併せて、持ち込み又は郵送にて申込みください。ただし、申込みは利用の1ヶ月前からとします。

(2) 本施設の利用可能日及び時間

10:00～16:00（年末年始を除く）

※ ただし、土日祝日に利用を希望する場合は、前もって平日中に申請し、承諾を得てください。なお、管理者が実施する事業のため、利用できない場合があります。

(3) 申込み希望日が重複した場合、申込みに不備がある場合、「7 利用の制限」に該当する場合又は本規約を遵守しない場合には、不受理とさせていただきますので、予めご了承ください。

## 5 申込みの承諾

(1) 申込みの承諾は、口頭及び電話等で連絡することをもって行います。（以下、承諾を受けた状態を「予約」といい、承諾を受けた者を「利用者」という。）

なお、利用にあたって、管理者の都合により、時間及び回数等条件をつけることがあります。

(2) 予約後のキャンセルまたは変更については、利用者は利用日までに管理者に連絡することとし、これを行わない者については、以後、お申込みの一切をお断りします。

## 6 利用に係る権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、利用者以外に譲渡・転貸しないでください。

## 7 利用の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の申込みをお断りいたします。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の日本法、徳島県条例及び管理者の施策等に反する活動を行うとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあるとき。

(5) 本施設の利用・運営上、支障があると認められるとき。

(6) その他管理者が不適當であると認めたとき。

## 8 予約の解除、利用の中止・停止等

次の各号に該当する場合には、利用者が予約済みまたは本施設の利用中であっても、管理者は予約の解除又は利用の中止・停止等させていただくことがあり、その結果、利用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負いません。

- (1) 「7 利用の制限」に該当すると認められたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用者が本施設内に危険物を持ち込んだとき。
- (4) 利用者が本施設の利用等に関し、規約又は規則を遵守しなかったとき。
- (5) 本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

## 9 立入り

管理者及び管理者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても、本施設に立ち入り、施設の運用・管理に必要な行為等を実施することができます。

## 10 利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 利用者は管理者の定める規約及び規則を自ら遵守するとともに、利用者の関係者及び入室者等に対しても遵守させてください。
- (2) 利用者は、関係者及び入室者等について感染症の予防対策等の健康管理を適切に実施してください。
- (3) 利用者は本施設の適切な利用、秩序維持及び盗難・事故防止等を行ってください。
- (4) 利用者は本施設を利用して行う活動について一切の責任を持つこととし、活動の予定、内容等を関係者等へ十分に周知徹底し、管理者へ問い合わせが無いようにしてください。
- (5) 利用者、関係者及び入室者等が本施設、備品及び付帯設備等を損傷等したり、その他本施設の管理・運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、直ちに管理者に連絡の上、原状回復してください。
- (6) 施設利用後の清掃・整理整頓は利用者の責任の下で実施し、活動の際に出た廃棄物又は汚染物等は各自で持ち帰ってください。
- (7) 利用者は施設利用終了後、管理者に連絡し、申請書に署名してください。

付則 本規約は平成 30 年 6 月 22 日から施行する。